

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
のときは、  
翌日とする)

## 目 次

### ◇ 告 示

計量器の定期検査の実施(商工指導課)

土地改良区の設立の認可(農村整備課)

土地改良事業の認可(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

都市計画事業の認可(都市計画課)

### ◇ 公 告

砂利採取業務主任者試験の合格者(河川課)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百三十七号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第百四十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四

十三条の規定により告示する。

昭和六十二年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

| 実施期日            | 実施時間                            | 実施区域 | 実施場所              |
|-----------------|---------------------------------|------|-------------------|
| 昭和六十二年<br>九月二日  | 午前十一時から<br>午後三時まで               | 米子市  | 米子市勤労青少年ホ<br>ーム   |
| 昭和六十二年<br>九月三日  | 午前十時から午<br>後三時まで                | 〃    | 米子市住吉公民館          |
| 昭和六十二年<br>九月四日  | 〃                               | 〃    | 米子市義方公民館          |
| 昭和六十二年<br>九月八日  | 午前十一時から<br>午後三時まで               | 〃    | 米子市就将公民館          |
| 昭和六十二年<br>九月九日  | 午前十時から午<br>後三時まで                | 〃    | 鳥取県立米子図書館         |
| 昭和六十二年<br>九月十日  | 〃                               | 〃    | 米子市啓成公民館          |
| 昭和六十二年<br>九月十七日 | 午前十時三十分<br>から<br>午前十一時三十<br>分まで | 〃    | 国立米子病院            |
| 〃               | 午後一時から<br>午後二時まで                | 〃    | 労働福祉事業団山陰労<br>災病院 |
| 〃               | 午後二時三十分<br>から<br>午後四時まで         | 〃    | 鳥取大学医学部附属病<br>院   |
| 昭和六十二年<br>九月十八日 | 午前十時から<br>午後二時まで                | 〃    | 鳥取県立米子図書館         |

鳥取県告示第六百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、小田南部土地改良区については、昭和六十二年七月三十日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）奥渡地区区画整理）を昭和六十二年七月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十号

若桜町が行う土地改良事業に係る屋堂羅地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり

縦覧に供する。

昭和六十二年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年八月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|          |                          |              |
|----------|--------------------------|--------------|
| 事業主体     | 土地改良事業の名称                | 工事完了年月日      |
| 勝田川土地改良区 | 団体営は場整備事業勝田川地区(第一工区)は場整備 | 昭和五十一年七月二十六日 |
| 〃        | 団体営は場整備事業勝田川地区(第二工区)は場整備 | 昭和五十九年二月十日   |

鳥取県告示第六百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画道路事業 三・五・一号羽合松崎線

三 事業施行期間

昭和六十二年八月四日から昭和六十七年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 東伯郡羽合町大字上浅津字穴以後、字井作、字四ノ坪、字九ノ坪、字浜田、字隈黒田、字下船木、字木笠、字上松無、字松無及び字二ノ浜田地内
- 2 使用の部分 なし

公 告

昭和62年7月31日に実施した昭和62年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和62年8月4日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木 下 知 之 尾 崎 雅 美